

第 4 0 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関A」という。）及び名古屋市消防長（以下「実施機関B」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書のうち第 3の15(2) にいう本件対象文書⑮を非公開とした決定は、妥当でないので取消し、改めて、公開又は非公開の決定を行うべきであるが、その他の行政文書を非公開とした決定は妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求①について

(1) 令和 3年11月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元事業で名古屋市観光交流文化局と住宅都市局建築審査課と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018. 3. 2分

- ・ 前回議事録
- ・ 富岡製糸場西配繭所の素屋根見学施設資料
- ・ 法第85条第 2項、施行令第 147条で除外される法文
- ・ 建築法規チェック図

イ 名古屋城天守閣復元事業の件で観光交流文化局が消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

※2018. 4. 25分

- ・ B C J 4/ 9第 3回部会議事録 部会配布資料
- ・ H300105消防設備保全センター議事録
- ・ はしご車検討図

(2) 同年12月 2日、実施機関Aは、本件公開請求①の対象となる文書（以下「本件対象文書①」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月 3日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

2 審査請求②について

(1) 令和 3年11月19日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局が消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018. 5. 30分

安全センター打合せ記録

消防庁報道資料（外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及びひなん誘導に関するガイドライン）の公表

イ 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局が消防局と協議したさいの配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018. 6. 13分

5/ 23安全センター打合せ記録訂正版

建築センター打合せ記録＋配布資料

天守東側消防活動空地検討図

大天守 4、 5階消火栓設置検討図

消防法チェックリスト

(2) 同年12月 2日、実施機関Aは、本件公開請求②の対象となる文書（以下「本件対象文書②」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月 3日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求③について

(1) 令和 3年11月24日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、

次のような公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局が消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018. 7. 12分

安全センター打合せ記録（7/4）

システム評価資料目次案

BCJ第5回部会指摘事項回答書（7/4打合記録）

イ 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局が消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018. 8. 1分

システム評価資料集（8/1）

(2) 同年12月2日、実施機関Aは、本件公開請求③の対象となる文書（以下「本件対象文書③」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月3日、審査請求人は、本件処分③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

4 審査請求④について

(1) 令和3年11月25日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元事業において観光文化交流局と消防局と協議したさいの配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018. 9. 12分

法人Aより 火災予兆検知システムパンフレット2種類、火災予兆センサー特別システムについて 型式承認について

法人Bより BCJ議事録（第6回部会ドラフト） 橋台平・立面図

イ 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局が消防局と協議したさいの配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018. 9. 26分

法人Bより 小天守避難計画案 橋台、大小天守立面図

(2) 同年12月 9日、実施機関Aは、本件公開請求④の対象となる文書（以下「本件対象文書④」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月14日、審査請求人は、本件処分④を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

5 審査請求⑤について

(1) 令和 3年11月26日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元事業の件で観光交流文化局が消防局と協議したさいの配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018.10.16分

消防隊進入口配置位置案

18/10/15 B C J 部会資料

イ 名古屋城天守閣復元事業の件で観光交流文化局が消防局と協議したさいの配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018.11.17分

消防隊進入口配置位置案(改)

18/10/15 B C J 第 7回部会指摘事項回答書

18/10/29 B C J 本委員会指摘事項回答書

防災計画書最終案

(2) 同年12月 9日、実施機関Aは、本件公開請求⑤の対象となる文書（以下「本件対象文書⑤」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月14日、審査請求人は、本件処分⑤を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

6 審査請求⑥について

(1) 令和 3年11月29日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑥」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元の件で観光文化交流局と消防局が協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2018/12/12分

システム評価資料案

イ 名古屋城天守閣復元の件で観光交流文化局と消防局が協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

安全センター打合せ記録（2019 1/8）

指摘回答（案）

システム評価資料（改訂版）

消火栓、アラーム弁室配置図（案）

配置ラフパース（案）

(2) 同年12月13日、実施機関Aは、本件公開請求⑥の対象となる文書（以下「本件対象文書⑥」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑥」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月14日、審査請求人は、本件処分⑥を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

7 審査請求⑦について

(1) 令和 3年11月30日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑦」という。）を行った。

名古屋城天守閣復元事業の件で観光交流文化局と消防局と協議したさいの配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2019. 6. 3分

B C J 評価書

各設備の作動シーケンス 訂正

安全センター打合記録 19. 02. 26

避難誘導シナリオ質疑回答書

安全センター指摘回答

避難誘導シナリオ（各階配置）

コミュニケーションホーンカタログ抜すい

外部の避難誘導

システム評価資料 設備編 建築編

(2) 同年12月13日、実施機関Aは、本件公開請求⑦の対象となる文書（以下「本件対象文書⑦」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑦」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月14日、審査請求人は、本件処分⑦を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

8 審査請求⑧について

(1) 令和3年12月1日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑧」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2019. 7. 31分

質疑事項及び回答内容

避難誘導システム

スプリンクラー打合せ図

イ 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2019. 9. 11分

質疑事項及び回答内容

避難誘導システム 別添資料、追加資料

(2) 同月15日、実施機関Aは、本件公開請求⑧の対象となる文書（以下「本件対象文書⑧」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑧」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月16日、審査請求人は、本件処分⑧を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

9 審査請求⑨について

(1) 令和3年12月2日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑨」という。）を行った。

ア 名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局と協議した際

の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2019/11/27分

10/18 システム評価専門委員会指摘事項、回答案

上記回答添付資料案

イ 名古屋城天守閣復元事業の件で観光交流文化局と消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2020/ 1/14分

システム評価親委員会資料 設備編、建築編

(2) 同月15日、実施機関Aは、本件公開請求⑨の対象となる文書（以下「本件対象文書⑨」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑨」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月16日、審査請求人は、本件処分⑨を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

10 審査請求⑩について

(1) 令和 3年12月 3日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑩」という。）を行った。

名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局が協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

2020/ 2/ 4分

第37回消防システム評価委員会議事録（案）

名古屋城天守閣整備事業 消防設備システム評価について

(2) 同月15日、実施機関Aは、本件公開請求⑩の対象となる文書（以下「本件対象文書⑩」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑩」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月16日、審査請求人は、本件処分⑩を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

11 審査請求⑪について

(1) 令和 3年12月 3日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、

次のような公開請求（以下「本件公開請求⑩」という。）を行った。

名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局が住宅都市局と協議した
さいの配布資料

2018. 3. 2分

前回議事録

富岡製糸場西置繭所の素屋根 見学施設資料

法第85条第 2項 施行令第 147条で除外される法文

建築法規チェック図

(2) 同月14日、実施機関Aは、本件公開請求⑩の対象となる文書（以下「本件対象文書⑩」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑩」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑩を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

12 審査請求⑫について

(1) 令和 3年12月 3日から同月 9日の間に、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Bに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑫」という。）を行った。

公開請求日	請求内容
令和 3年12月 3日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局が消防局と協議したさいの配布資料 2018. 4. 25分 BCJ 4/9 第 3回部会議事録 部会配布資料 H300105消防設備安全センター議事録 はしご車検討図
令和 3年12月 6日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局と協議した際の配布資料 2018. 5. 30分 安全センター打合せ記録 H30. 3. 29付消防庁報道資料 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及びひなん誘導に関するガイドラインの公表

令和 3年12月 6日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局と協議したさいの配布資料 2018. 6. 13分 5/23安全センター打合せ記録訂正版 建築センター打合せ記録一配布資料 天守東側消防活動空地検討図 大天守 4・5階消火栓設置検討図 消防法チェックリスト
令和 3年12月 7日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光交流文化局と消防局が協議した際の配布資料 2018. 7. 12分 安全センター打合記録 (7/4) システム評価資料科目次案 BCJ第 5回部会指摘事項回答書 (7/4打合記録)
令和 3年12月 7日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局が協議した際の配布資料 2018. 8/1分 システム評価資料集 (8/1)
令和 3年12月 8日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局が協議した際の配布資料 2018. 9. 12分 法人Aより 火災予兆検知システムパンフレット 2種類 火災予兆センサー特例システムについて 型式承認について 法人Bより BCJ議事録(第 6回部会ドラフト) 橋台平、立面図
令和 3年12月 8日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局が協議した際の配布資料 2018. 9. 26分 法人Bより 小天守ひなん計画案 橋台、大小天守立面図
令和 3年12月 9日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局と協議した際の記録資料 2018. 10. 16分 消防隊入口配置位置案 18/10/15 BCJ部会資料
令和 3年12月 9日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光交流文化局と消防局

	と協議した際の記録資料 2018. 11. 7分 消防隊進入口配置位置図案（改） 18/10/15 B C J 第 7回部会指摘事項回答書 18/10/29 B C J 本委員会指摘事項回答書 防災計画審最終版案
--	---

(2) 同月16日、実施機関Bは、本件公開請求⑫の対象となる文書（以下「本件対象文書⑫」という。）は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分⑫」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月20日、審査請求人は、本件処分⑫を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

13 審査請求⑬について

(1) 令和 3年12月10日から同月16日の間に、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Bに対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求⑬」という。）を行った。

公開請求日	請求内容
令和 3年12月10日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局と協議した際の配布資料 2018. 12. 12分 システム評価資料案
令和 3年12月10日	名古屋城天守閣復元事業で観光交流文化局と消防局と協議した際の配布資料 2019/ 1/23分 安全センター打合せ記録 指摘回答（案） システム評価資料（改訂版） 消火栓・アラーム弁室配置図（案） 配置ラフパース（案）
令和 3年12月14日	名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局が協議したさいの配布資料 消防局保有分 2019. 6. 3分

	<p>BCJ 評価書 各設備の作動シーケンス訂正 安全センター打合記録19.02.26 ひなん誘導シナリオ質疑回答書 安全センター指導回答 ひなん誘導シナリオ コミュニンターホンカタログ抜すい 外部のひなん誘導 システム評価資料 設備 建築</p>
令和 3年12月15日	<p>名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局 が協議した際の配布資料 消防局保有分 2019. 7.31分 質疑事項及び回答内容 スプリンクラー打合せ図</p>
令和 3年12月15日	<p>名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局 が協議した際の配布資料 消防局保有分 2019. 9.11分 質疑事項及び回答内容</p>
令和 3年12月16日	<p>名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局 と協議した際の配布資料 2019.11.27分 10 /18システム評価専門委員会指摘事項、回答案 上記回答添付資料案</p>
令和 3年12月16日	<p>名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局 と協議した際の配布資料 2020/ 1/14分 システム評価委員会資料 設備編、建築編</p>
令和 3年12月16日	<p>名古屋城天守閣復元事業の件で観光文化交流局と消防局 と協議した際の配布資料 2020/ 2/ 4分 第37回消防システム評価委員会議事録（案） 名古屋城天守閣整備事業消防設備システム評価について</p>

(2) 同月23日、実施機関Bは、本件公開請求⑬の対象となる文書（以下「本

件対象文書⑬」という。)は存在しないことを理由として、非公開決定(以下「本件処分⑬」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月27日、審査請求人は、本件処分⑬を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

14 審査請求⑭について

(1) 令和3年11月30日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求(以下「本件公開請求⑭」という。)を行った。

庁内会議 名古屋城木造復元天守
バリアフリー検討会議カイギロク 2021.11.8

(2) 同年12月13日、実施機関Aは、本件公開請求⑭の対象となる文書(以下「本件対象文書⑭」という。)は存在しないことを理由として、非公開決定(以下「本件処分⑭」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月15日、審査請求人は、本件処分⑭を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

15 審査請求⑮について

(1) 令和3年12月16日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関Aに対し、次のような公開請求(以下「本件公開請求⑮」という。)を行った。

名古屋城天守閣復元事業に対するバリアフリーに関する障害者団体との要望、話し合い、説明した時の記録
日時、場所、団体名、内容が分かるものすべて。

(2) 令和4年1月4日、実施機関Aは、本件公開請求⑮の対象となる文書(以下「本件対象文書⑮」という。)は存在しないことを理由として、非公開決定(以下「本件処分⑮」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月6日、審査請求人は、本件処分⑮を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

(※) 上記 1 から 15 に記載した本件公開請求①から⑮の請求内容は、公開請求書の記載をそのまま引用したものである。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関 A 及び B（以下「本件各実施機関」という。）は、本件各審査請求の対象となる行政文書を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①から⑬について

ア 審査請求①から⑩について

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市通達第20号。以下「あんしん条例施行規程」という。）第 7 条・別表第 2「行政文書保存期間区分基準表」に基づき、保存期間を「事務処理上必要な 1 年未満の期間」と設定しており、当該行政文書は保存期間を過ぎて廃棄処理が完了し、不存在である。

イ 審査請求⑪について

保存期間を過ぎており不存在である。

ウ 審査請求⑫及び⑬について

実施機関 B では保存しておらず不存在である。

(2) 審査請求⑭について

作成又は取得しておらず、不存在である。

(3) 審査請求⑮について

作成又は取得しておらず、不存在である。

2 上記 1 に加え、本件各実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①から⑬について

ア 審査請求①から⑩について

(ア) 名古屋城天守閣整備事業（以下「本件事業」という。）で復元される天守閣は、内部に多数の観光客の見学・鑑賞を予定した大規模な建造物であることから、名古屋城築造当時（江戸時代）の建築様式に則って天守閣を復元するとなると、現在の建築基準法（昭和25年法律第201号）等の安全基準との関係での調整が必要となる。

(イ) 一般的に建築工事を進めるにあたっては、建築基準法や消防法（昭

和23年法律第 186号) を所管する住宅都市局建築指導部建築審査課(以下「建築審査課」という。)や消防局予防部規制課(以下「規制課」という。)への建築に係る申請等が必要になるが、上記(ア)のような本件事業の特殊性から、事業を円滑かつ効率的に推進していくため、本件事業では申請等の前にあらかじめ両者への説明、相談、協議等(以下「本件打合せ」という。)を行っていた。本件打合せは、本件事業の設計業務の委託先法人の担当者を含めた観光文化交流局名古屋城総合事務所(以下「名古屋城総合事務所」という。)と建築審査課又は規制課の事務担当者同士で行われた内部的なものであった。

(ウ) 本件対象文書①から⑩は、上記(イ)で述べたとおり、内部的な事務打合せで使用された資料である。これらの資料は、図面案や関係法規に関するもの、外部評価機関との打合せ記録など、建築審査課や規制課に対して説明、相談、協議等を行うことのみを目的として使用されたものであり、当該打合せの最終的な目的である建築に係る申請等に向け、途中段階で作成されたものであって、その時点での案段階のものを含め、中間的なものに留まっている。

なお、別の行政文書一部公開決定にて対象とした文書において、配布資料のうち一部の内容は、最終的に反映されている。

(エ) 本件対象文書①から⑩は、上記(ウ)のとおり、本件打合せのみに使用するものであり、かつ意思決定の途中段階で作成した中間的なものであることから、行政文書の保存期間に関して定めるあんしん条例施行規程における「資料文書のうち随時発生し、短期に廃棄する軽微なもの」に該当し、その保存期間は、「事務処理上必要な1年未満の期間」とされている。そのため、実施機関は、当該文書の保存期間を「本件打合せの実施に係る期間」としたうえで、本件打合せの終了により保存期間を過ぎたため、廃棄処理を完了した。

本件事業は、極めて大規模なものであり、その完了までには日々、大小様々な打合せ、議論等が行われているから、たとえ本件事業が継続中であっても、その資料全てを保存することは現実的ではなく、その必要もない。資料となる行政文書の作成目的その他当該行政文書の性質によっては、短期間の保存期間とすべきものも当然にあり、本件対象文書①から⑩もこれに該当するものである。

イ 審査請求⑪について

(ア) 本件対象文書⑪は、本件事業の工事期間中に設置する工事用仮設物についての建築基準法に関する打合せで使用されたものであり、当該

仮設物の計画に同法を適用した場合において、計画内容が同法の基準に適合するかを確認するために用いられたものである。

当該打合せにおいて、同法の基準への適合の確認を行うことによって、配布資料の使用目的は果たされており、また、その後の計画の法適合に関する検討を行うものではないため、当該文書を長期間保存する必要はない。このため、本件対象文書⑩は、あんしん条例施行規程における「資料文書のうち随時発生し、短期に廃棄する軽微なもの」に該当する。

- (イ) 本件対象文書⑩の保存期間は、あんしん条例施行規程により、「事務処理上必要な1年未満の期間」とされている。また、「保存期間は、取得し、又は作成した日から起算する」とされている。

当該文書は、平成30年3月2日に取得しており、遅くとも平成31年3月2日には保存期間が終了していることから、本件処分⑩時点において廃棄されていることは妥当である。

- (ウ) なお、審査請求人は「継続案件なので廃棄処理されているはずがない」と主張するが、上記(ア)及び(イ)のとおり、文書の性質に従って保存期間は適切に設定されており、当該主張は当たらない。

ウ 審査請求⑫及び⑬について

- (ア) 本件対象文書⑫及び⑬を作成したのは、実施機関Bではなく、当該資料は本件打合せの際にのみ使用したものである。

- (イ) 審査請求人は、「継続案件なので廃棄処理されているはずがない」と主張するが、実施機関Bでは保存していない。

(2) 審査請求⑭について

ア 本件事業は、天守内の柱、梁を史実に忠実に再現しようとする、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターが設置できないため、バリアフリーに関する課題を抱えている。そこで、名古屋市（以下「本市」という。）は「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」（平成30年5月30日公表）を策定し、公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り、実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現する方針とした。

また、バリアフリーの諸課題や内容等を検討するため、「名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置

した。

イ 本件公開請求⑭の対象となる令和 3年11月 8日に開催された検討会議（以下「本件請求対象会議」という。）は、当時、同年12月から昇降技術の公募を開始する予定であったことから、公募開始前に検討会議の委員に対し、公募までの経緯や公募の概要を説明することを目的として開催されたものである。

具体的には、事業の経緯や公募概要等を記載した資料を用意し、議長である本市の副市長がその内容を説明するという形で会議は進行し、特段質疑応答もなく、報告を行って終了した。

ウ 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第 9条では、「実施機関の意思決定に当たっては行政文書を作成すること並びに事務及び事業の実績について行政文書を作成することを原則とするものでなければならない。」と規定され、行政機関の意思決定及び事務事業の実績に関する文書主義が謳われている。

本件対象文書⑭は、本件請求対象会議の会議録ということとなるが、行政文書としては作成又は取得していない。なぜなら、当該会議は、上記イのとおり、副市長が資料に沿った説明をしたに留まり、それ以上の質疑応答もなく短時間で終了したことに加え、会議終了後、庁内会議の公表に関する指針に則って「庁内会議の会議の概要」を既に作成、公表している。あんしん条例施行細則の趣旨を実現するには、この概要で必要かつ十分であると考えられる。

エ 審査請求人は、本件請求対象会議が「公開」であることを理由として会議録が作成されなければならない旨主張しているが、なぜ会議録の作成義務が生じるのか具体的な説明がなされておらず、根拠が不明である。

(3) 審査請求⑮について

ア 本件事業は、上記(2)アのとおり、バリアフリーに関する課題を抱えており、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現する方針とした。

その基本方針の一つとして、今後、新たに協議会を設置し、高齢者や障害者等からの意見を丁寧に聞くこととしている。

イ 昇降技術の公募は、未だ開始できていないところであるが、令和元年

度より予算措置をしたうえで、公募準備を進めている。公募準備には、公募要項等の内容や今後のスケジュール等の検討が含まれているが、これらの事項について障害者団体への事前説明や意見聴取等、会合の機会を設けていた。したがって、本件対象文書⑮は、この障害者団体との会合の際の記録ということになる。

ウ 上記(2) ウでも述べたとおり、あんしん条例施行細則において、行政機関の意思決定及び事務事業の実績に関する文書主義が謳われている。

本件対象文書⑮について、上記イのとおり、昇降技術の公募に関して、障害者団体に対し事前説明をし、意見を聴取する機会があったが、その際の記録を行政文書として作成又は取得していない。なぜなら、障害者団体との会合は、非公開の場で行われ、その内容が公開されないことが前提となっているうえ、打合せの主目的は、公募要項等の内容やスケジュール等に関する事前説明や参考意見の聴取であり、行政機関の意思決定に係る過程又は事務事業の実績とは言えず、会議録を作成する必要がなかったためである。

エ 審査請求人は、「自らマスコミや議会（名古屋市議会のことをいう。以下同様。）でこの案件は公表されている」ことを理由として行政文書が作成されていなければならない旨主張するが、なぜ案件が「公表」されていることによって、行政文書の作成義務が生じるのか具体的な説明がなされておらず、根拠が不明である。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求について、非公開の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①から⑬について

ア 継続案件なので、廃棄処理されているはずがない。

イ 重要書類であるため、簡単になくなるとは思えない。

(2) 審査請求⑭について

ア 庁内会議録は公開なので作成すべき。あるはず。

イ 庁内会議は、関係部署が集まって名古屋城木造化の話を進めていく非常に大事な会議である。名古屋城は10年経っても進んでいない。このような会議をやって、重要事項を決めているのだから、会議録は絶対にあると思う。公開を求める。

(3) 審査請求⑮について

ア 自らマスコミや議会でこの案件は公表されているのに、作成されていないはずがない。

イ 議会の経済水道委員会において、市議員から「障害者団体に説明をしたのか」という質問があった。実施機関は、「名古屋市内の団体と百回を超える説明会をした」と答弁をした。市議員から、日時や場所を追求されていた。この情報は公開されている。

ところが、今の情報では何も分からない。実施機関は嘘を言っているかもしれない。本当に百何回もやって、親切に説明しているのであれば、どの場所でもどの団体と何を話して、納得してもらったのか、要望は何か、当然市民は知るべきである。

ウ バリアフリーの問題は名古屋城木造化の生命線であり、重要な書類である。この書類がないと、実施機関は本当に障害者団体と向き合っているのか証明されない。やったと言うなら、絶対にこの書類はあるはずである。

エ 一般論で、障害者団体と懇談会を持ったら、きちんと記録するのが当たり前だと思う。1回だけでなく、名古屋中の障害者団体や個人と説明会をやったのであればなおさらあるはずである。

オ 本件公開請求⑮で公開を求めたのは、上記イの議会でのやり取りで言及されていたものが主な部分である。実施機関が言うには、何年も前からやっているということである。議会で話題になったからという話ではなく、5年、10年前から障害者団体が反対しているから、懇談会なり説明会なりはやっているはずである。それが観光文化交流局の業務である。業務をきちんとやっているのであれば、報告書はあると思う。

カ 経済水道委員会で話題になったもの以外にも、名古屋市が障害者団体と話し合いをしているかもしれない。それらも含めた障害者団体との話し合いの記録の公開を求めている。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件対象文書①から⑮（以下「本件各対象文書」という。）が存在するかどうか。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件事業について

本件事業は、戦災で焼失した名古屋城天守閣を、歴史的資料に基づき木造で復元しようとするものである。

4 本件各対象文書について

(1) 本件対象文書①から⑬について

実施機関 A 及び B は、本件事業の実施にあたり、建築基準法及び消防法の安全基準に係る調整を行うために内部的な打合せ（本件打合せ）を実施しており、当該打合せには、名古屋城総合事務所の事務担当者、本件事業の設計業務を担当する委託先法人の担当者及び建築審査課又は規制課の事務担当者が参加していた。本件対象文書①から⑬は、当該打合せで使用した配布資料であり、本件事業の所管課である名古屋城総合事務所が用意したものである。

(2) 本件対象文書⑭について

実施機関 A は、名古屋城木造復元天守バリアフリー検討会議設置要綱に基づき、名古屋城木造復元天守の整備におけるバリアフリー等について、その諸課題や内容等を検討することを目的として、検討会議を開催している。検討会議のうち、令和 3 年 11 月 8 日に開催されたものが本件請求対象会議である。本件対象文書⑭は、本件請求対象会議の会議録であると解される。

(3) 本件対象文書⑮について

本件対象文書⑮は、本件事業が抱えるバリアフリーに関する課題につい

て、実施機関Aが障害者団体と話し合いや意見聴取を行った際の記録であると解される。

5 本件各対象文書が存在するか否かについて

(1) 本件対象文書①から⑬について

ア あんしん条例施行規程第7条では、行政文書の保存期間の基準について定めてあり、「資料文書のうち随時発生し、短期に廃棄する軽微なもの」（以下「短期廃棄文書」という。）の保存期間は、「事務処理上必要な1年未満の期間」と規定されている。

イ 本件対象文書①から⑬は、上記4(1)のとおり、内部的な打合せで配布された資料であることが認められる。

ウ 実施機関Aによると、上記第4の2(1)ア(エ)及びイ(ア)のとおり、本件対象文書①から⑪は、本件打合せにおいて確認を行うことをもって使用目的は果たされているため、短期廃棄文書に該当し、打合せの終了により保存期間を過ぎ、廃棄処理を完了したとのことである。

加えて、本件打合せの内容は、最終的に別の行政文書に反映されており、当該文書は、途中段階で作成されたものであるため、その全てを保存する必要はないと主張している。

エ また、実施機関Bによると、上記第4の2(1)ウ(ア)及び(イ)のとおり、本件対象文書⑫及び⑬は、名古屋城総合事務所が作成しており、当該文書は打ち合わせの場でのみ使用したため、実施機関Bにおいては保存していないとのことである。

オ 上記ウ及びエの実施機関A及びBの主張に特段不合理な点はなく、それを覆すに足りる事実も認められない。

カ したがって、本件対象文書①から⑬は、本件公開請求①から⑬の各請求日時点において存在しないと認められる。

(2) 本件対象文書⑭について

ア 本件対象文書⑭は、上記4(2)のとおり、本件請求対象会議の会議録である。

イ 本件請求対象会議の公表に関しては、庁内会議の公表に関する指針第3条第1項において、会議終了後、速やかに、会議の名称、日時、場所

及び議題等を記載した「庁内会議の会議の概要」を作成し、公表することと規定されている。また、同条第 2 項において、当該概要の公表とともに会議資料を公表することとされている。

ウ 本件請求対象会議の庁内会議の会議の概要は、令和 4 年 1 月 17 日に作成され、会議資料とともに本市市民情報センターにおいて公表されていることが認められる。

エ 上記第 4 の 2(2) ウのとおり、実施機関 A は、本件請求対象会議は、議長が会議資料に沿った説明をしたに留まり、質疑応答もなく短時間で終了したことから、庁内会議の会議の概要を作成することで必要かつ十分であるため、会議録は作成していないと主張している。

オ 上記エの実施機関 A の主張に特段不合理な点はなく、それを覆すに足りる事実も認められない。

カ したがって、本件対象文書⑭は、存在しないと認められる。

(3) 本件対象文書⑮について

ア 本件対象文書⑮は、上記 4(3) のとおり、本件事業のバリアフリーに関する課題に係る実施機関 A と障害者団体との話合いの記録であると解される。

イ 当審査会が事務局をして調査せしめたところ、本件公開請求⑮以前に、本件事業における障害者団体との話合いに関して、議会において次のようなやりとりがあったことが認められた。

(ア) 令和 2 年 9 月 18 日の本会議において、実施機関 A は、「令和元年度以降、150 回以上にわたり、昇降技術の公募の考え方について説明と情報の共有に努めてきた」、「障害者団体等の方々とも引き続き協議を重ね、適切に対応していきたい」旨の答弁を行った。

(イ) 令和 3 年 11 月 9 日の経済水道委員会において、上記(ア)で言及された障害者団体との話合いの日付及び内容の記録について言及があった。

(ウ) 同月 30 日の本会議において、実施機関 A は「名古屋市障害者団体連絡会の加入団体等の代表者と直接会って説明をしている」、「障害者団体連絡会のような全体会議での説明とともに、各団体代表者と個別の

打合せを実施している」旨の答弁を行った。

ウ 実施機関Aは、本件公開請求⑮を、上記イの議会において言及された障害者団体との話合いに係るものであるという前提のもと、上記第4の2(3)イのとおり、本件対象文書⑮は、本件事業における昇降技術の公募に関して、障害者団体に対して行った事前説明や意見聴取等の記録であると解釈し、当該文書は存在しないと主張している。

エ 一方で、審査請求人は、上記第5の2(3)オ及びカのとおり、本件公開請求⑮は、上記イの議会で言及された障害者団体との話合いが主な部分ではあるものの、その他にも本市が障害者団体との話合いをしている可能性があり、それらを含めた障害者団体との話合いの記録の公開を求めたものであると主張している。

オ 本件公開請求⑮の記載からは、実施機関Aが上記ウで主張するような限定した解釈をすることは困難であり、実施機関Aは、本件対象文書⑮を狭義に解釈していると言わざるを得ない。

カ しかしながら、本件公開請求⑮の記載は、対象となる年度や障害者団体の名称等を明記したものでなく、当該請求の記載のみをもって対象となる文書を特定することも困難である。

キ したがって、実施機関Aは、本件公開請求⑮について、審査請求人に対して当該請求の趣旨を確認したうえで、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分 of 妥当性については、上記5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第7 審査会からの付言

本件公開請求⑮は、本件事業における障害者団体との話合いの記録を広く公開請求したものであり、文言上ある程度は明らかな請求と言えるものの、実施機関が請求の対象となる行政文書の範囲を具体的に特定するに足りる程度の記載ではないと認められる。したがって、実施機関Aは、請求者に条例第6条第2項に基づく補正を求めることにより、公開請求の趣旨を確認し、

公開請求に係る決定等を行うべきであった。

今後、実施機関Aにおいては公開請求に対する文書の特定にあたり、公開請求の趣旨を的確に把握した上で、適切に対応することを要望する。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 審査請求①から③について

年 月 日	内 容
令和 3年12月13日	諮問書の受理
令和 4年 1月19日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(2) 審査請求④から⑦及び審査請求⑩について

年 月 日	内 容
令和 4年 1月 6日	諮問書の受理
2月14日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(3) 審査請求⑧から⑩について

年 月 日	内 容
令和 4年 1月 6日	諮問書の受理
2月28日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(4) 審査請求⑫について

年 月 日	内 容
令和 3年12月24日	諮問書の受理

令和 4年 1月31日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(5) 審査請求⑬について

年 月 日	内 容
令和 4年 1月14日	諮問書の受理
1月31日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(6) 審査請求⑭について

年 月 日	内 容
令和 4年 1月17日	諮問書の受理
3月 2日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

(7) 審査請求⑮について

年 月 日	内 容
令和 4年 1月13日	諮問書の受理
3月 2日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 5年 2月 3日 (第42回第 3小委員会)	調査審議
3月 3日 (第43回第 3小委員会)	調査審議

4月17日 (第44回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第44回第 3小委員会)	調査審議
5月22日 (第45回第 3小委員会)	調査審議
6月21日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人